

地域密着型の公の施設（指定管理者制度で管理する公の施設のうち、専ら自治会等の集会施設に係るもの）の廃止について

1 公の施設の概要

(1) 基本情報

ア 設置条例	飯田市多世代交流プラザ条例
イ 施設名（通称）	飯田市多世代交流プラザ
ウ 所在地	飯田市上郷黒田261番地28
エ 設置目的	市民の世代間交流の促進を図るための施設
オ 設置年月日	平成5年12月15日
カ 構造	鉄骨造 2階建
キ 延べ床面積	340.90平方メートル
ク 取得費	63,302千円
ケ 管理方法	指定管理者制度（協定期間：令和3年4月1日～令和8年3月31日）
コ 指定管理者	下黒田南まちづくり委員会
サ 施設の写真	

外観



生涯学習室



多目的ホール



## 2 公の施設の廃止

### (1) 廃止事由

飯田市多世代交流プラザは、指定管理者制度により管理する公の施設のうち、利用の実態が専ら自治会等の集会施設として利用されている施設（地域密着型の公の施設）であり、多くの自治会等が保有する集会施設と変わらないものであることから、令和8年3月31日をもって指定管理期間が終了することにあわせ、公の施設の設置及び管理に関する条例を廃止する。

### (2) 廃止手続・経過

令和6年12月 下黒田南まちづくり委員会役員との協議  
令和7年1月 下黒田南まちづくり委員会役員との協議  
令和7年2月 行財政改革推進本部会議  
（地域密着型の公の施設のあり方における基本的な対応方針）  
令和7年7月 行財政改革推進本部会議（方向性の確認）  
令和7年7月 飯田市行財政改革推進委員会（第三者評価）  
令和7年8月 下黒田南まちづくり委員会役員との協議  
令和7年8月 行財政改革推進本部会議（方向性の決定）  
令和7年10月 下黒田南まちづくり委員会役員との協議  
令和7年11月 上郷地域協議会に意見聴取  
令和7年11月 上郷地域協議会より答申  
令和8年2月 議案提出（条例廃止）

## 3 廃止後の管理・手続

### (1) 財産管理

ア 財産の管理	将来的に、自治会等（下黒田南まちづくり委員会）への無償譲渡（譲与）とする。 ただし、自治会等において譲渡までの準備に時間を要する場合は、当面、無償貸付とする。
イ 上記の管理に係る理由	譲渡後の用途を自治会等の集会施設の用途に供することを条件とし、当初建設に当たり当該自治会等による寄附金受納又は建物の維持管理若しくは大規模改修の費用負担の可否その他の状況を総合的に評価し、無償譲渡とすることが地域振興に資するものと判断するため。 自治会等が財産取得のための準備に時間を要する場合は、条例を廃止した後に財産を普通財産に区分した上で、市の財産に使用権を設定できる制度を活用し、自治会等がこれまでどおりの使用を可能とするため、当面、無償で貸し付けることが適当と判断するため。

### (2) 手続等

令和8年4月 普通財産貸付契約の締結（予定）  
将来的に、自治会等が財産取得の意思決定等の手続が整った場合は、以下の手順による。

- ・普通財産譲渡（譲与）申請書の提出
- ・普通財産譲与仮契約書の締結
- ・議案提出（財産の無償譲渡について）